

議案第 1 7 1 号

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例

川崎市身体障害者更生資金貸付条例（昭和 2 9 年川崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「2 0 歳以上のもの」を「成年者」に、「もので」を「者で」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

更生資金の貸付けの対象となる年齢を、2 0 歳以上から 1 8 歳以上に引き下げるため、この条例を制定するものである。